

2021年3月23日

各 位

 会 社 名 株式会社ひかりホールディングス  
 (コード番号 1445 TOKYO PRO Market)  
 代 表 者 名 代表取締役社長 倉地 猛  
 問 合 せ 先 管理部部長 丹羽 直樹  
 T E L 0572-56-1212  
 U R L <http://www.h-holdings.jp>

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年3月22日開催の取締役会において、2021年4月22日開催予定の臨時株主総会に「定款一部変更の件」を上程することを決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社は、会社法第2条6号に定める大会社には該当しませんが、同法の規定に基づく監査役会を設置することでコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることと致します。これに伴う文言を追加し、併せてその他の文言の追加等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <b>(機関)</b><br><b>第4条</b> 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br><br><b>第5章 監査役</b><br><b>(監査役の数)</b><br><b>第30条</b> 当社の監査役は、3名以内とする。<br><br><b>(監査役を選任する方法)</b><br><b>第31条</b> (条文省略) | <b>(機関)</b><br><b>第4条</b> 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br><u>(3) 監査役会</u><br><br><b>第5章 監査役および監査役会</b><br><b>(監査役の数)</b><br><b>第30条</b> 当社の監査役は、 <u>3名以上5名以内</u> とする。<br><br><b>(監査役を選任する方法)</b><br><b>第31条</b> (現行どおり) |

|   |  |
|---|--|
| <p>(監査役の任期)<br/>第 32 条 (条文省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(監査役の報酬等)<br/>第 33 条 (条文省略)</p> | <p>(監査役の任期)<br/>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役)<br/>第 33 条 監査役会は、その決議によつて、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)<br/>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議)<br/>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会議事録)<br/>第36条 監査役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。</p> <p>(監査役会規定)<br/>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p> <p>(監査役の報酬等)<br/>第 38 条 (現行どおり)</p> |
|---|--|

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| (監査役の責任免除)<br>第 34 条 (条文省略) | (監査役の責任免除)<br>第 39 条 (現行どおり)<br><br><u>(以後、5条繰り下げ)</u> |
|-----------------------------|--|

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日：2021年4月22日

定款変更の効力発生予定日：2021年4月22日

以 上